

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第62号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員及び病床数) 第3条 略 2・3 略 4 かがわ総合リハビリテーション病院の病床数は、<u>69</u>床とする。</p>	<p>(定員及び病床数) 第3条 略 2・3 略 4 かがわ総合リハビリテーション病院の病床数は、<u>50</u>床とする。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。